

## 年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係  
☎76-2151 内線 222、223

### 離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続を行っていただく必要があるため、お早めに北見年金事務所までご相談ください。  
※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6か月以内（調停等の成立日が令和2年8月2日以前の場合は1か月以内）であれば手続き可能です。

### 国民年金保険料の納付には口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替には、当月分の保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や「1年前納」、「6か月前納」「1年前納」、「2年前納」もあり、お得です。口座振替を希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参し、ご希望の金融機関または年金事務所にお申出ください。

問い合わせ先  
北見年金事務所 ☎0157-25-9635

## ～国税庁からのお知らせ～

### 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（複数から受給されている場合は、その合計額）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 国税庁ホームページでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。スマートフォンでもご利用いただけます。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入を忘れずにお願いします。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

【税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス】  
<https://www.nta.go.jp>

## 『ランプの宿 森つべつ』 町民入浴優待券等について

《町民入浴優待券で全額割引》 毎年配布しております優待券について、新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、令和2年度に限り入浴料を全額割引しています。  
・大人（中学生以上）通常料金600円➡無料  
・小人（小学生以下）通常料金250円➡無料  
※1人当たり5枚つづり。戸籍係⑧番窓口で配布しておりますので、ぜひお受け取りの上ご利用ください。  
なお、受け取りには印鑑が必要です。

《町民入浴優待回数券》今年度から助成額が増額しました。  
・大人(中学生以上)通常料金6,000円➡3,000円  
・小人(小学生以下)通常料金2,500円➡1,000円  
※1組13枚つづり。『ランプの宿 森つべつ』で購入が可能です。購入の際は町民であることが証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）が必要です。

問い合わせ先 産業振興課商工観光係 ☎76-2151(内線258)

## ファミリースキー場の利用について

### 利用期間

令和3年1月6日～3月7日  
※1月6日～1月17日は下側リフトのみ運行。  
※気象状況により変更になる場合があります。

### 利用時間(リフト運行時間)

午前10時～午後3時30分  
※正午～午後1時リフト休止(昼休み)  
※スキー連盟などの夜間事業が行われる日は、午後6時から午後9時まで運行します。  
(利用者の方は時間厳守願います)

### 定休日

毎週火曜日 ※1月12日(火)は営業します。

お互い譲り合い、楽しく利用しましょう!

問い合わせ先  
中央公民館社会教育係 ☎76-2713

## 津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

令和2年度  
第3回

町では、「津別町人づくり・まちづくり活動支援事業」として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

- 募集期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月25日(金)
- 応募書類 町ホームページからダウンロード、または役場住民企画課企画係に申し出ください。

### ■対象事業及び補助額

- 人づくり活動支援事業…町民が国内外で研修する事業
    - 補助額…補助対象経費の1/2以内(限度額:国内8万円、国外20万円)
  - まちづくり活動支援事業…町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業(過去に申請した団体でも別事業での申請が可能です)
    - 補助額…補助対象経費の総額以内(限度額:100万円、下限額:5万円)
- ※補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。

### ■事業の承認

役場住民企画課の審査を経て、町民で構成された審査委員による審査会を行い、事業の採択を決定します(採択の可否は後日文書にて通知します)。

### 参 考(令和2年度第1回に採択された事業)

- 《まちづくり事業》・映像で食・ひと・ことプロデュース発信事業
- ・障がい児の青年期の自分らしい暮らし方を考察し障がい者支援を充実する事業

申請及び問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151(内線227)

## 町有車両を売却いたします 購入を希望の方はご参加ください

### 1 売払い車両



車両:1台 車名:日野レインボー  
種類:普通乗合自家用車両25人乗り  
排気量:3.83L 年式:平成2年  
走行距離:284,636km  
車検:なし(令和2年9月13日満了)  
その他:高速道路不走行車

### 2 入札方法

一般競争入札

### 3 入札執行日時

令和2年12月18日(金)午前9時

### 4 入札書の提出

持参または郵送による

(郵送の場合、執行日時までに必着のこと)

### 5 入札物件の縦覧

日時 令和2年12月7日(月)・12月8日(火)

午前9時から午後3時までの間

場所 津別町字豊永20番地 豊永バス車庫横空き地  
※縦覧を希望される方は、事前に下記にてTELにて申し込み下さい。

### 6 その他

車検期間、自賠責保険期間が満了しているため、車両の移動にはレッカー又は仮ナンバー申請が必要となります。なお、仮ナンバーを申請するためには、自賠責保険の加入が条件となります。購入者においてご対応いただきます。

※その他の事項については、町の入札実施要領によります。

詳細・ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

### 入札と縦覧の連絡先

産業振興課商工観光係 ☎0152-76-2151(内線315)